



野菜を育ててみませんか ふれあい農園の利用者を募集します

▶ 問い合わせ
市農業公社
☎0287(60)1283



農家ではない人に農地を貸し出し、自家製野菜の栽培などを通して、農業や食料の大切さを実感してもらう「ふれあい農園」の利用者を募集します。

- ▶ **利用期間** 4月～来年3月の1年間 ▶ **対象** 市民
- ▶ **申込方法**(電話不可)
往復はがきに次の内容を記載して申し込んでください
①住所・氏名・連絡先 ②農園名 ③利用区画数(1人2区画まで)
- ▶ **応募期間** 3月1日(金)～11日(月)必着
- ▶ **抽選会** 3月13日(水) 午前10時～
☎901会議室(定員30人、先着順)
※抽選は事務局で行い、結果は後日お知らせします。

▶ 募集農園

地区	農園名	募集数	広さ	年間使用料
黒磯	末広町	2	20坪	3,000円
	若葉町	1		
	上黒磯	1		
	鳥野目第1	2		
	鳥野目第2	2		
西那須野	豊浦	8	15坪	2,000円
	西三島	4		
	二つ室	10		
	二区町	11		
	西原町	2		
塩原	下永田5丁目	4	30坪	4,000円
	下永田6丁目	3		
	中塩原	6		
	関谷	6		



縁結び事業 登録者募集中 出会いの場を提供するサポートをしています

▶ 問い合わせ
結婚サポートセンター
(☎市民協働推進課内)
☎0287(62)7019

結婚サポートセンターでは、縁結び事業としてお見合い形式で出会いの場を提供する支援をしています。市から委嘱を受けた結婚サポーターが仲人役となり、お相手探しから成婚までサポートします。

- ① **申し込み** 申込用紙を提出してください。
- ② **登録** 結婚サポーターと面談し、プロフィールなどの書類を作成します。
- ③ **お相手の紹介** 希望する相手の条件をもとに、結婚サポーターがマッチングを検討し、相手を紹介します。
- ④ **マッチング** 面会の意思を確認後、日時などを調整し、結婚サポーターが立ち会って引き合わせます。
- ⑤ **交際** 互いに交際意思がある場合は交際開始。以降は2人のペースで交際を続けます。
- ⑥ **成婚・退会** 結婚が決まったら結婚サポーターに連絡し、結婚サポート終了(退会)となります。

- ▶ **対象** 市民か市内勤務者で結婚を希望する独身男女
※市外在住でも、結婚後に市内に住む意思のある人は対象です。
- ▶ **料金** 無料

○注意事項

- ・パソコンなどでお相手を検索することはできません。
- ・必ず希望者本人が申し込んでください。
- ・結婚サポーターは、ボランティアで活動しているため、受付後の折り返しの連絡に数日かかることがあります。
- ・出会いの機会を提供するものであり、希望する人とのお引き合わせを必ずお約束するものではありません。



平成31(2019)年4月1日から こども医療費の一部が変わります

▶ 問い合わせ
子育て支援課☎0287(46)5533
子育て支援課☎0287(62)7042

4月からこども医療費の助成方法が一部変わります。
今回の制度改正により、小学生以上のこども医療費受給資格者証の記載内容が変わります。対象となる人には3月下旬に新しい受給資格者証を送付します。

《変更内容》

小学生や中学生が、平成31(2019)年4月1日以降に栃木県内の医療機関などを受診した際、保険証を使って受診した分の支払いが不要になります。栃木県外の医療機関や平成31(2019)年3月31日までに受診した分は、従来どおり申請書に領収書を添付して市に申請してください。

年齢区分	改正前(H31.3.31まで)		改正後(H31.4.1以降)	
	給付方式	資格者証の色	給付方式	資格者証の色
未就学児 (0～6歳)	県内現物給付*1 (自己負担なし)	ピンク	変更なし	
小学生 (7～12歳)	償還払い*1 (自己負担500円)	ベージュ	県内現物給付 (自己負担なし)*2	白
中学生 (13～15歳)	償還払い (自己負担2,000円)	ベージュ	県内現物給付 (自己負担なし)*2	白
高校生 (16～18歳)	償還払い (自己負担2,000円)	ベージュ	変更なし*3	

※1「現物給付」「償還払い」とは？

現物給付…医療機関などの窓口で、保険診療自己負担額(2～3割負担分)の支払いが不要になるしくみです。

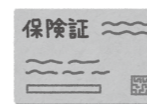
償還払い…医療機関などの窓口で保険診療自己負担額(2～3割負担分)を一度支払い、後日、市役所の窓口で領収書を添えて申請することで、口座に振り込まれるしくみです。

※2 県外の医療機関などを受診した場合は従来どおり償還払いとなりますが、平成31(2019)年4月1日以降に受診した分については、自己負担(500円、2,000円)は発生しません。

※3 高校生の医療費助成内容に変更はありませんが、受給資格者証の記載内容が変わるため、新しい受給資格者証を送付します。

医療費の助成を受けるときの注意点

保険証と受給資格者証はセットで携帯



医療機関などを受診する際は、必ず窓口で**保険証と一緒にこども医療費受給資格者証を提示**してください。受給資格者証がないと現物給付になりません。

転入・転出の際は、市役所窓口での手続きを忘れずに



受給資格者証は**本市に住所がある間利用できます**。市外に引っ越す場合は、市役所の窓口へ返還してください。
※市町村により助成制度の内容が異なります。引っ越した先の市町村窓口で、医療費助成の対象に該当するのかわかり確認してください。

保育園や学校でのケガや病気は要注意



保育園や学校管理下でのケガや病気は、スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるため、こども医療費助成制度は**原則利用できません**。このような場合、医療機関などで保育園や学校でのケガであることを伝えて医療費を支払い、学校などに対して災害共済給付制度の申請をしてください。